

敵基地攻撃 自公が実質合意

写真は朝日新聞 12 月 1 日朝刊「時時刻刻」。日本の今後を左右する問題であり、抜粋して紹介する。

日本は「専守防衛」を防衛の基本政策とし、日米安全保障条約などに基づいて、自衛隊は「盾」に徹し、米軍に「矛」をゆだねてきた。自民、公明両党は 30 日、「敵基地攻撃能力（反撃能力）」の保有で実質合意。防衛政策の大転換になる。

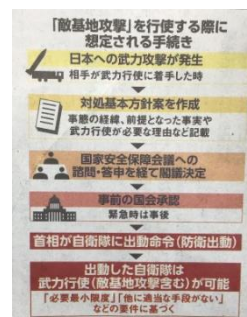
敵基地攻撃は他の国・地域の領域にあるミサイル発射拠点などを直接たたく。その能力を持つことになれば、どう変わるのか。日本は憲法 9 条に基づき、「武力攻撃を受けた時に初めて防衛力を行使し、その態様も、保持する防衛力も自衛のための最小限に限る」とする専守防衛を掲げてきた。敵基地攻撃能力は「自衛の範囲に含まれ、可能だ」としつつ、他国との関係を考慮して「政策判断」で持ってこなかった。

政府・与党は敵基地攻撃は「自衛の範囲」と説明するが、実際には攻撃性が増すのは明らかで、その課題は多い。日本が敵基地攻撃を含めて相手を攻撃できるのは、「日本に対する武力攻撃が発生した時点」だ。「発生」の定義について、政府は「相手が武力行使に着手したとき」としている。この「着手」を見誤ると、国際法違反の「先制攻撃」に問われる。だが、「着手」の認定は難しい。

30 日の協議でも、自公両党は「着手」は「個別具体的に判断」することで一致。自衛隊が武力行使する際に政府が国家に承認を求める「対処基本方針」に、敵基地攻撃でなければ対応できない理由を詳しく書くことで落ち着いた。だが、松井芳郎・名古屋大名誉教授（国際法）は、「いつ相手が攻撃に『着手』したかが重要になる。その判断は客観的事実によって裏付けられたものでなければならない。日本が敵基地攻撃をした際、相手からの武力攻撃を証明できなければ、日本が侵略者になってしまう。その危険を十分認識しておく必要がある」と指摘する。

2015 年に成立した安全保障関連法制で、「日本と密接な関係にある他国」に対して武力攻撃が発生し、「日本の存立が脅かされる」などの事態を「存立危機事態」とし、集団的自衛権の行使が一部認められた。「他国」の念頭にあるのは米国だ。政府は今年 5 月、「存立危機事態」でも敵基地攻撃ができるとする答弁書を閣議決定した。今回の協議でも「存立危機事態を排除するのは難しい」との認識で一致。

与党内には「米国が攻撃を受けたら全力で反撃するはず。その状況下で敵基地攻撃は『必要最小限の措置』に当たらないだろう」（幹部）との意見がある一方、「米軍から求められたらノーとは言えない」（防衛省関係者）との意見も根強い。今のところ、具体的に想定される事例ははっきりしない。



(2022 年 12 月 3 日)